

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第43号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第45条第8号イの表2階の項及び3階の項中「同条第3項第2号，第3号及び第9号」を「同条第3項第3号，第4号及び第10号」に改め，同表4階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）」に，「同項第2号，第3号及び第9号」を「同項第3号，第4号及び第10号」に改める。

第46条第2項中「20人につき1以上」の次に「，満4歳以上の幼児おおむね30人につき1以上」を加える。

第53条第2項第5号，第59条第9号及び第101条第8号の規定中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

第4条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2

項に規定する家庭的保育事業等をいう。)が不足していることに鑑み、当分の間、第46条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第5条 前条の事情に鑑み、当分の間、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第6条 附則第4条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第7条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第46条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。